

市第 127 号議案

港湾施設の指定管理者の指定

次のように港湾施設の指定管理者を指定する。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文子

区 分	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
物流等関連施設	中区山下町 2 番 地	横浜港埠頭株式会社 代表取締役 金田 孝之 社 長	平成24年 4 月 1 日か ら平成28年 3 月31日 まで

(備考)

この表における「区分」とは、横浜市港湾施設使用条例（昭和24年 9 月横浜市条例第49号）別表第 1 に規定する一の指定管理者に管理に関する業務を行わせる港湾施設の区分をいう。

提 案 理 由

物流等関連施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第24 4 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）